結果の概要

I 少年鑑別所

1 収容状況

平成23年における全国の少年鑑別所の1日平均収容人員は861人で,前年(895人)に比べ34人(3.8%(前年に対する増減比。以下前年との比較において同じ。))減少している。男女別では,男子が775人(構成比90.0%),女子が86人(同10.0%)となっている。

最近10年間の1日平均収容人員の推移は、第1表のとおりである。これを総数(男子及び女子の総数。以下総数及び男女別がある表において同じ。)で見ると、平成15年に増加し、同16年から減少している。

平成14年を100とした指数で見ると、同23年は、総数が58(男子が59、女子が51)となっている。

区	分	平成14年	15	16	17	18	19	20	21	22	23
	(総数	1, 480	1, 485	1, 357	1, 271	1, 178	1, 036	986	954	895	861
人員	男	1, 311	1, 316	1, 193	1, 107	1,041	918	882	853	800	775
	女	168	169	165	165	137	117	104	101	95	86
	(総数	100	100	92	86	80	70	67	64	60	58
指数。	男	100	100	91	84	79	70	67	65	61	59
	女	100	101	98	98	82	70	62	60	57	51

第1表 1日平均収容人員の推移

- (注) 1 統計表中の指数は小数第 1 位,構成比は小数第 2 位を,それぞれ四捨五入している。したがって,合計とその内訳は一致しない場合がある(以下この結果の概要において同じ。)。
 - 2 少年鑑別所の統計表(以下この結果の概要第13表まで同じ。)の1表(少年矯正統計のインターネットによる公表ページにおける統計表番号「11-00-01」。以下同様とする。)参照

2 新収容人員

平成23年における新収容人員は13,189人で,前年(13,639人)に比べ450人(3.3%)減少している。 男女別では,男子が11,834人(構成比89.7%),女子が1,355人(同10.3%)となっている。

最近10年間の新収容人員の推移は、第2表のとおりである。これを総数で見ると、平成15年に増加 し、同16年から減少している。

平成14年を100とした指数で見ると、同23年は、総数が58 (男子が59、女子が52) となっている。

X	分	平成14年	15	16	17	18	19	20	21	22	23
	(総数	22, 767	23, 063	21, 031	19, 626	18, 171	15, 800	15, 098	14, 565	13, 639	13, 189
人員。	男	20, 136	20, 416	18, 480	17, 085	16, 017	14, 012	13, 504	13, 026	12, 189	11,834
	女	2, 631	2,647	2, 551	2, 541	2, 154	1, 788	1, 594	1,539	1, 450	1, 355
	(総数	100	101	92	86	80	69	66	64	60	58
指数	男	100	101	92	85	80	70	67	65	61	59
	女	100	101	97	97	82	68	61	58	55	52

第2表 新収容人員の推移

- (注) 1 新収容人員とは、調査年において本来の観護の措置、勾留に代わる観護の措置又はその他(勾留状、引致状等による入所)により入所した者をいい、逃走者の連戻し又は施設間の移送による入所の者は含んでいない(用語の解説参照)。
 - 2 1表 (11-00-01) 参照

3 新収容者の年齢

平成23年における新収容者の人員は12,517人で,前年(13,085人)に比べ568人(4.3%)減少している。男女別では,男子が11,290人(構成比90.2%),女子が1,227人(同9.8%)となっている。

新収容者の年齢別人員及び構成比は、第3表のとおりである。調査年(平成23年)の新収容者総数に対する年齢別構成比は、総数で見て、16歳が20.1%と最も高く、次いで17歳が18.3%、19歳が16.7%の順となっている。また、前年に比べ13歳以下・14歳・15歳の年少少年が0.8ポイント、16歳・17歳の中間少年が0.2ポイント上昇し、18歳・19歳・20歳以上の年長少年が1.1ポイント低下している。これを男女別に見ると、男子は16歳が20.0%と最も高く、次いで17歳が18.7%、19歳が17.1%の順

これを男女別に見ると、男子は16歳が20.0%と最も高く、次いで17歳が18.7%、19歳が17.1%の順となっており、女子は15歳及び16歳がそれぞれ21.8%と最も高く、次いで14歳が16.1%の順となっている。

				左水。				→ FF			左目			
区	分	総	数	年少 少年	13歳 以下	14歳	15歳	中間少年	16歳	17歳	年長少年	18歳	19歳	20歳 以上
	(総数	12	, 517	3, 532	128	1, 387	2,017	4,813	2, 522	2, 291	4, 172	2,021	2,089	62
人 員	男	11,	, 290	3, 047	109	1, 189	1,749	4, 362	2, 255	2, 107	3, 881	1,886	1, 936	59
	女	1,	, 227	485	19	198	268	451	267	184	291	135	153	3
	(総数	1	00.0	28. 2	1.0	11. 1	16. 1	38. 5	20.1	18.3	33. 3	16. 1	16.7	0.5
構成比	男	1	00.0	27.0	1.0	10.5	15. 5	38. 6	20.0	18.7	34. 4	16.7	17. 1	0.5
	女	1	00.0	39. 5	1.5	16. 1	21.8	36.8	21.8	15.0	23. 7	11.0	12.5	0.2
前年の	構成比	1	00.0	27.4	1.1	11.0	15.3	38. 3	18.8	19.5	34. 4	16.0	17.8	0.6

第3表 新収容者の年齢別人員及び構成比

4 新収容者の非行名

平成23年における新収容者の非行名別人員及び構成比は、第4表のとおりである。総数について、刑法犯、特別法犯及びぐ犯別にそれぞれの構成比を見ると、刑法犯が82.5%、特別法犯が13.9%、ぐ犯が3.5%で、前年に比べ刑法犯が3.0ポイント上昇し、特別法犯が2.6ポイント、ぐ犯が0.5ポイント低下している。

次に、非行名別の構成比で前年と比較すると、構成比の高い順に、窃盗が1.5ポイント上昇して39.6%(人員は前年と比べ19人減少)、傷害が0.5ポイント上昇して19.9%(人員は前年と比べ47人減少)、道路交通法違反が1.8ポイント低下して9.2%(人員は前年と比べ282人減少)の順となっている。さらに、男女それぞれで非行名別の構成比を見ると、男子は窃盗が40.8%と最も高く、次いで傷害が19.8%、道路交通法違反が9.9%の順となっている。女子は窃盗が28.9%と最も高く、次いで傷害が20.8%、ぐ犯が15.3%の順となっている。

⁽注) 1 新収容者とは、少年鑑別所送致の決定により入所した者で、かつ、調査年において逃走、施設間の移送又は 死亡以外の事由により退所した者をいう(用語の解説参照)。

² 前年の構成比とは、前年(平成22年)の総数に対しての構成比である(以下この結果の概要において同じ。)。

^{3 5}表 (11-00-05) 参照

非	行	名	総	数数	構	成 比	男	構成比	女	構成比
総		**************************************	汝 二	12, 517	100.0	(100.0)	11, 290	100.0	1, 227	100.0
刑	法	3	E 5	10, 331	82. 5	(79.5)	9, 529	84. 4	802	65. 4
公	務 執	行 妨 旨		127	1.0	(1.0)	122	1. 1	5	0.4
放		2	人	54	0.4	(0.3)	42	0.4	12	1.0
住	居	侵	入	176	1.4	(1.8)	174	1. 5	2	0. 2
強允	制わいせ	つ・強み	安	269	2. 1	(2.7)	269	2.4	_	_
殺			Λ.	25	0. 2	(0.2)	19	0. 2	6	0. 5
傷		<u> </u>	善	2, 489	19.9	(19.4)	2, 234	19.8	255	20.8
自重	動車運転流	過失致死傷	易	139	1. 1	(1.1)	130	1. 2	9	0.7
窃		Ì		4,960	39. 6	(38.1)	4,606	40.8	354	28. 9
強		Ì		478	3.8	(2.9)	457	4. 0	21	1.7
詐		Ì	次	253	2.0	(1.8)	236	2. 1	17	1.4
恐		Į.	曷	668	5. 3	(5.0)	604	5. 3	64	5. 2
暴力	行為等処罰	に関する法律	律	108	0.9	(0.9)	102	0. 9	6	0. 5
そ	0)	1	也	585	4. 7	(4.5)	534	4. 7	51	4. 2
特	別	法	ie l	1, 746	13. 9	(16.5)	1, 509	13. 4	237	19. 3
覚	せい剤		去	173	1.4		67	0.6	106	8.6
道	路交		去	1, 156	9. 2		1, 120	9.9	36	2.9
毒	物及び劇	物取締治	去	31	0. 2	(0.5)	20	0.2	11	0. 9
そ	0)	1	也	386	3. 1		302	2.7	84	6.8
〈 "		3	ie e	440	3. 5	(4.0)	252	2. 2	188	15. 3
(注)	1 「強制ね	ついせつ・強	強姦」の	うち強制	わいせつ	には同致死		同致死傷を.	「傷害」には	傷害致死及び

第4表 新収容者の非行名別人員及び構成比

- 2 () 内の数は、前年の構成比である。
- 3 6表 (11-00-06) から8表 (11-00-08) まで参照

5 新収容者の入所回数

平成23年における新収容者の入所回数別人員及び構成比は、第5表のとおりである。初入者と再入者(今回の入所を含めて入所2回以上の者)を構成比で見ると、初入者が71.4%、再入者が28.6%で、前年に比べ再入者は0.9ポイント低下している。

区					分	総	数	初	口	2	口	3	口	4	口	5回以上
人					員	12	2, 517		8, 940		2, 319		802		281	175
(構),	戈		比)	(10	(0.0)	(71.4)	((18.5)		(6.4)		(2.2)	(1.4)
前	年	0)	構	成	比]	100.0		70.5		19.2		6.5		2.4	1.3

第5表 新収容者の入所回数別人員及び構成比

(注) 11表 (11-00-11) 参照

6 新収容者の非行時の身上

平成23年における新収容者の非行時の身上は、第6表のとおりである。総数について、非行時の身上に該当のある者と該当のない者でそれぞれの構成比を見ると、該当のある者27.9%、該当のない者71.6%で、前年に比べ該当のある者は変わらないが、該当のない者が0.5ポイント上昇している。男女別に、該当のある者の構成比を見ると、男子が28.6%、女子が21.5%で、前年(男子28.9%、女子19.7%)に比べ、該当のある者の構成比は男子は0.3ポイント低下しているが、女子は1.8ポイント上昇している。

⁽注) 1 「強制わいせつ・強姦」のうち強制わいせつには同致死傷,強姦には同致死傷を,「傷害」には傷害致死及び暴行を,「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を含む。

次に、該当のある者(総数の構成比27.9%)について、その内訳ごとの構成比を総数について見る と, 1号観察中が18.4%と最も高く, 次いで2号観察中が6.9%, 試験観察中が1.9%の順となっている。

X			分	>	総	数	構	成 比	男	構成比	女	構成比
総				数	12, 5	517	100.0	(100.0)	11, 290	100.0	1, 227	100.0
該	当		あ	り	3, 4	188	27.9	(27.9)	3, 224	28.6	264	21.5
1	号	観	察	中	2, 3	309	18.4	(17.8)	2, 156	19. 1	153	12.5
2	2 号 観 察			中	8	358	6.9	(7.6)	812	7.2	46	3. 7
H 4-E			補導	委託		50	0.4	(0.3)	43	0.4	7	0.6
武马	験 観 努	琴中 {	、在	宅	1	.83	1.5	(1.6)	147	1.3	36	2.9
刑	執	行 看	善 予	中		2	0.0	(0.0)	2	0.0	_	_
施	設	在	所	中		86	0.7	(0.7)	64	0.6	22	1.8
該	当		な	し	8, 9	957	71.6	(71.1)	7, 998	70.8	959	78. 2
不	∃ %			詳		72	0.6	(1.0)	68	0.6	4	0.3

第6表 新収容者の非行時の身上及び構成比

7 新収容者の居住状況

平成23年における新収容者の居住状況別人員及び構成比は、第7表のとおりである。総数について その構成比を見ると、家族と居住が85.2%と最も高く、次いでアパート・下宿・間借り・寮が3.7%、 知人宅が2.4%の順となっている。家族と居住の割合は、前年に比べ1.0ポイント上昇している。

次に、男女別にその構成比を見ると、男子は家族と居住が86.4%、アパート・下宿・間借り・寮が 3.6%, 知人宅が2.3%の順となっており、女子は家族と居住が74.0%, 不定が4.8%, 同棲が4.7%の 順となっている。

区			分	•	総 数	構	成 比	男	構 成 比	女	構 成 比
総				数	12, 517	100.0	(100.0)	11, 290	100.0	1, 227	100.0
家	族	と	居	住	10,667	85. 2	(84.2)	9, 759	86. 4	908	74.0
同				棲	173	1.4	(1.7)	115	1.0	58	4. 7
アパ	~ } ·	下宿・	間借り	・寮	464	3.7	(4.0)	410	3.6	54	4.4
住		込		み	56	0.4	(0.4)	52	0.5	4	0.3
作	業	員	宿	舎	19	0.2	(0.2)	19	0.2		_
知		人		宅	299	2.4	(2.5)	260	2.3	39	3. 2
施				設	174	1.4	(1.5)	135	1. 2	39	3. 2
不	良	者の	居	所	61	0.5	(0.6)	35	0.3	26	2. 1
浮				浪	142	1.1	(1.1)	123	1.1	19	1.5
旅	館・	· ホ	テ	ル	13	0.1	(0.1)	7	0. 1	6	0.5
不				定	290	2.3	(2.0)	231	2.0	59	4.8
そ		0)		他	65	0.5	(0.4)	55	0.5	10	0.8
不				詳	94	0.8	(1.3)	89	0.8	5	0.4

第7表 新収容者の居住状況別人員及び構成比

⁽注) 1 ()内の数は、前年の構成比である。

^{2 12}表 (11-00-12) 参照

⁽注) 1 ()内の数は、前年の構成比である。

^{2 16}表 (11-00-16) 参照

8 新収容者の非行名別不良集団関係

平成23年における新収容者の非行名別不良集団関係の構成比は、第8表のとおりである。総数について、非行時において不良集団に関係のある者とない者でそれぞれの構成比を見ると、関係のある者40.5%、関係のない者57.2%である。

次に、不良集団に関係のある者(5,064人)のみについて、非行名別構成比を見ると、窃盗が37.7%(1,909人)と最も高く、次いで傷害が20.9%(1,058人)、道路交通法違反が16.1%(817人)の順となっている。同様に、関係のない者(7,158人)のみについて、非行名別構成比を見ると、窃盗が40.8%(2,917人)と最も高く、次いで傷害が19.6%(1,400人)、恐喝が4.9%(350人)の順となっている。

								I		
非 行 名	総 数	あ	ŋ	不良生徒・ 学生集団	地域不良 集 団	暴走族	暴力団	な	L	不 詳
総数	100.0		40.5	11.5	21.7	6. 1	1.2		57.2	2.4
	[12, 517]			[1, 438]		[760]	[150]		[7, 158]	[295]
		(100.0)						(100.0)		
刑 法 犯	100.0	(78.4)	38. 4	12.5	21.0	4. 1	0.9	(85.5)	59.2	2.3
公務執行妨害	100.0	(1.2)	48.8	8.7	34.6	4.7	0.8	(0.8)	47.2	3.9
放 火	100.0	(0.2)	20.4	11.1	9.3	_	_	(0.6)	77.8	1.9
住 居 侵 入	100.0	(0.9)	27.3	14. 2	9.7	2.8	0.6	(1.7)	68. 2	4.5
強制わいせつ・強姦	100.0	(0.4)	8. 2	3. 3	4.5	0.4	_	(3.4)	90.7	1.1
殺 人	100.0	(0.0)	4.0	_	_	4.0	_	(0.3)	96.0	_
傷	100.0	(20.9)	42.5	16.8	19.6	5. 1	1.0	(19.6)	56.2	1.2
自動車運転過失致死傷	100.0	(1.0)	35. 3	5.0	20.9	8.6	0.7	(1.2)	63.3	1.4
窃 盗	100.0	(37.7)	38. 5	11.7	23.0	3.2	0.5	(40.8)	58.8	2.7
強盗	100.0	(3.6)	37.7	6.7	24.5	5.2	1.3	(4.0)	60.5	1.9
詐 欺	100.0	(1.4)	28. 1	6.3	13.8	4.0	4.0	(2.3)	65. 2	6.7
恐 喝	100.0	(5.8)	44. 2	11.2	25.9	6. 1	0.9	(4.9)	52.4	3.4
暴力行為等処罰に関する法律	100.0	(0.9)	44. 4	17.6	17.6	7.4	1.9	(0.8)	55.6	_
そ の 他	100.0	(4.3)	37. 1	15.7	14.9	4.3	2.2	(5.0)	61.5	1.4
特 別 法 犯	100.0	(18.8)	54.6	5. 1	28.0	19.2	2.3	(10.4)	42.7	2.6
覚せい剤取締法	100.0	(1.3)	38. 2	1.7	23. 1	2.9	10.4	(1.3)	55. 5	6.4
道路交通法	100.0	(16.1)	70.7	6. 2	35. 4	27.8	1.3	(4.5)	27.8	1.6
毒物及び劇物取締法	100.0	(0.3)	54.8	9.7	38. 7	3.2	3.2	(0.2)	41.9	3.2
そ の 他	100.0	(1.1)	14.0	2.8	7.3	2.1	1.8	(4.4)	81.9	4. 1
ぐの犯	100.0	(2.7)	31.6	13. 2	13.4	1.1	3.9	(4.1)	66.6	1.8
前年の構成比	100.0		42. 0	11.3	23. 6	6. 0	1.1		55. 7	2.3

第8表 新収容者の非行名別不良集団関係の構成比

⁽注) 1 「強制わいせつ・強姦」のうち強制わいせつには同致死傷,強姦には同致死傷を,「傷害」には傷害致死及び暴行を,「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を含む。

^{2 []}内の数は実人員であり、()内の数は不良集団に関係のある者又は関係のない者の非行名別構成比である。

^{3 20}表 (11-00-20) 参照

9 新収容者の薬物等使用関係

平成23年における新収容者の薬物等使用関係別人員及び構成比は、第9表のとおりである。総数に ついて、非行時において薬物等を使用していた者としていない者でそれぞれの構成比を見ると、使用 していた者(使用関係あり)4.6%,使用していない者(使用関係なし)94.2%で、非行時において 薬物等を使用していた者の割合は平成4年以降低下傾向にある。

次に、男女別に使用していた者の構成比を見ると、男子が3.6%となっているのに対し、女子は 13.9%で、男子に比べ女子の薬物等使用の割合が高くなっている。なお、男子は前年の4.6%から1.0 ポイント低下しており、女子は前年の17.2%から3.3ポイント低下した。

さらに,薬物等を使用していた者について,男女別で使用薬物等の種類別にその構成比を見ると, 男子は覚せい剤、有機溶剤がそれぞれ0.8%となっており、女子は覚せい剤9.2%、有機溶剤1.7%の 順となっている。

区			分	総 数	構	成比	男	構成比	女	構成比
総			数	12, 517	100.0	(100.0)	11, 290	100.0	1, 227	100.0
あ			ŋ	574	4.6	(6.0)	404	3.6	170	13.9
麻	薬・	あへ	ん	44	0.4	(0.4)	34	0.3	10	0.8
大		麻		86	0.7	(1.4)	74	0.7	12	1.0
覚	せ	V ≯	剤	202	1.6	(1.9)	89	0.8	113	9.2
有	機	溶	剤	107	0.9	(1.4)	86	0.8	21	1.7
そ		0)	他	135	1.1	(0.8)	121	1.1	14	1.1
な			L	11, 794	94. 2	(92.5)	10, 746	95. 2	1, 048	85. 4
不			詳	149	1.2	(1.6)	140	1.2	9	0.7

第9表 新収容者の薬物等使用関係別人員及び構成比

⁽注) 1 ()内の数は、前年の構成比である。

^{2 20}表 (11-00-20) 参照

10 新収容者の鑑別判定別審判決定等

平成23年における新収容者の鑑別判定別審判決定等の人員及び構成比は,第10表のとおりである。 鑑別判定別の構成比を見ると,少年院送致が46.0%と最も高く,次いで在宅保護のうち保護観察(以 下本項において「保護観察」という。)が38.3%となっている。

次に、審判決定等別の構成比を総数で見ると、保護観察が42.9%と最も高く、次いで少年院送致が27.9%、試験観察が13.2%の順となっている。

さらに、鑑別判定と審判決定等との一致率を見ると、保護観察が83.0%と最も高く、次いで保護不適のうち検察官送致が61.1%、少年院送致が57.9%の順となっている。

				I U Z	机化	か 日 い 頭	益かり干リム	こが番1	小灰化豆	チリノヘラ	₹火∪パ	再 观儿			
		審半	リ決 定	等			保	護 処	分	知事・	検察官	審判不	観護	試験	
					総	数	保護	児童自 立支援 施設・	少年院	児童相 談所長		開始・	措置の		その他
鍺	监别	判定					観察	元立施児護送 量支設童施 量支設童施 受援・養設致	送 致	送致	送 致	不処分	取消し	観察	
	総			数		12, 517	5, 373		3, 492	68	196	104	1, 364	1,653	
	保	護	不	要		41	32	1	_	_	_	2	_	6	—
	# 5	它保護	保護額	見察		4, 795	3, 982	8	63	15	3	42	136	546	_
人	在年	已休丧	その	他		66	20	2	_	21	_	1	1	21	_
	少	年 [完 送	致		5, 752	1, 223	43	3, 328	6	39	30	108	975	_
	児童自	日立支援施設	·児童養護施	設送致		429	61	211	36	23	_	_	9	89	_
	7 見 €	養不適	検察官	送致		108	12	_	19	_	66	3	7	1	_
員	不 直	受小心	その	他		4	_	_	2	_	_	_	2	_	_
	保			留		338	23	_	25	_	26	12	240	12	_
	判	定	未	了		920	9	_	12	_	44	10	843	2	_
	そ	0	り	他		64	11	2	7	3	18	4	18	1	_
	総			数	(100.0)	100.0	42.9	2.1	27.9	0.5	1.6	0.8	10.9	13.2	_
	保	護	不	要	(0.3)	100.0	78.0	2.4	_	_	_	4.9	_	14.6	_
1.44.	たっ	它保護	保護額	見察	(38. 3)	100.0	83.0	0.2	1.3	0.3	0.1	0.9	2.8	11.4	_
構	在年	日休設	その	他	(0.5)	100.0	30.3	3.0	_	31.8	_	1.5	1.5	31.8	_
	少	年 [完 送	致	(46.0)	100.0	21.3	0.7	57. 9	0.1	0.7	0.5	1.9	17.0	_
成	児童自	1立支援施設	・児童養護施	設送致	(3.4)	100.0	14. 2	49.2	8.4	5.4	_	_	2. 1	20.7	_
	但意	養不適	検察官	送致	(0.9)	100.0	11.1	_	17.6	_	61. 1	2.8	6.5	0.9	_
比	不 直	支小,呵	その	他	(0.0)	100.0	_	_	50.0	_	_	_	50.0	_	_
	保			留	(2.7)	100.0	6.8	_	7.4	_	7.7	3.6	71.0	3.6	_
	判	定	未	了	(7.4)	100.0	1.0	_	1.3	_	4.8	1.1	91.6	0.2	_
	そ	C	り	他	(0.5)	100.0	17. 2	3. 1	10.9	4.7	28. 1	6.3	28. 1	1.6	

第10表 新収容者の鑑別判定別審判決定等の人員及び構成比

⁽注) 1 () 内の数は、鑑別判定別の構成比である。

^{2 27}表(11-00-27)参照

11 鑑別の受付人員

平成23年における鑑別の受付人員は50,766人で,前年(46,614人)に比べ4,152人(8.9%)増加している。

最近5年間の鑑別の受付人員の構成比は、第11表のとおりである。各区分ごとの構成比について、その推移を見ると、家庭裁判所関係は前年と比べ3.7ポイント、法務省関係は0.4ポイントそれぞれ低下し、一般は4.2ポイント上昇している。

				家 庭				法務省				
区	分	総数	文	裁判所 関係	自 所収容者	在宅者	その他	関 係	検察	矯 正	保 護	一般
平成1	9年	100	. 0	37. 3	36. 5	0.7	0.0	18.7	0.0	7. 1	11.6	44.0
2	20	100	. 0	35. 1	34. 5	0.6	0.0	17.3	0.0	7.8	9. 5	47.5
2	21	100	. 0	32.6	32. 1	0.5	0.0	16.6	0.0	7. 2	9.3	50.8
2	22	100	. 0	30. 5	30.0	0.5	0.0	20.7	0.0	9.0	11.6	48.8
2	23	100	. 0	26.8	26.3	0.4	0.0	20.3	0.0	8.6	11.7	53.0
		(50, 766	6)	(13, 593)	(13, 354)	(228)	(11)	(10, 292)	(7)	(4,356)	(5,929)	(26, 881)
対前年増減	妣(%)	8.	. 9	-4.4	-4.6	3. 6	_	6.8	40.0	3. 7	9. 2	18. 1

第11表 鑑別の受付人員の構成比

12 鑑別の終了人員

平成23年における鑑別の終了人員は受付人員 (50,766人) の96.7% に当たる49,107人で,前年 (44,894人) に比べ4,213人 (9.4%) 増加している。

最近5年間の鑑別の終了人員の構成比は、第12表のとおりである。各区分ごとの構成比について、 その推移を見ると、家庭裁判所関係は前年と比べ3.6ポイント、法務省関係は0.4ポイントそれぞれ低 下し、一般は4.0ポイント上昇している。

		t at Net	家庭				法務省	ì			
区	分	総数	裁判所 関 係	自 所収容者	在宅者	その他	関係	検察	矯 正	保 護	一般
平成1	9年	100.	0 38.0	37. 1	0.9	0.1	19.	0.0	5. 3	13.7	43.0
2	20	100.	0 32.2	31.6	0.6	0.0	18.	1 0.0	8. 2	9.9	49.7
2	21	100.	0 29.4	28.8	0.5	0.0	17.	5 0.0	7.6	10.0	53. 1
2	22	100.	0 27.9	27.4	0.5	0.0	21.	4 0.0	9.3	12. 1	50.7
2	23	100.	0 24.3	23.8	0.5	0.0	21.	0 0.0	8.8	12. 1	54. 7
		(49, 107)	(11, 933)	(11,698)	(224)	(11)	(10, 292	2) (7)	(4, 338)	(5,947)	(26, 882)
対前年増減	妣(%)	9.	4 - 4.9	-5.0	4. 2	_	7.	3 40.0	4. 1	9.7	18. 1

第12表 鑑別の終了人員の構成比

⁽注) 1 () 内の数は実人員である。

² 対前年増減比(%)は、実人員の前年実人員に対する増減比を示す。

^{3 3}表 (11-00-03) 参照

⁽注) 1 () 内の数は実人員である。

² 対前年増減比(%)は、実人員の前年実人員に対する増減比を示す。

^{3 3}表(11-00-03)参照

13 退所者の退所事由別人員

平成23年における退所者(逃走及び施設間の移送を除く。)は13,151人で,前年(13,673人)に比べ522人 (3.8%) 減少している。これを男女別に見ると,男子が11,849人(構成比90.1%),女子が1,302人(同9.9%)となっている。

退所者の退所事由別人員及び構成比は、第13表のとおりである。総数について見ると、保護観察が5.373人と最も多く、次いで少年院送致が3.492人、試験観察が1.653人の順となっている。

退所事由別の構成比を前年と比べると、保護観察が1.6ポイント低下し、観護措置の取消しが0.7ポイント、試験観察が0.8ポイント増加している。

			71.	71050 25	77 1 47 2	/// T M ///	71,72,72,0	11110020			
			保	護 処	分	知事・児	検察官	審判不	観 護	試 験	
区	分	総数	保 護	児童自立 支援施設	少年院	童相談所		開始・	措置の		その他
			観察	· 児童養護 施設送致	送 致	長送致	送 致	不処分	取消し	観 察	
	(総数	13, 151	5, 373	267	3, 492	68	196	104	1, 364	1, 653	634
人員	: 男	11, 849	4, 896	204	3, 159	47	188	97	1, 265	1, 434	559
	女	1, 302	477	63	333	21	8	7	99	219	75
(構)	成 比)	(100.0)	(40.9)	(2.0)	(26.6)	(0.5)	(1.5)	(0.8)	(10.4)	(12.6)	(4.8)
前構	年 の成 比	100.0	42. 5	2. 1	26. 5	0.6	1.5	0.9	9.7	11.8	4.3

第13表 退所者の退所事由別人員及び構成比

⁽注) 1表 (11-00-01) 参照

Ⅱ 少年院

1 収容状況

平成23年における全国の少年院の1日平均収容人員は3,191人で、前年(3,410人)に比べ219人(6.4%)減少している。男女別では、男子が2,866人(構成比89.8%)、女子が326人(同10.2%)となっている。

最近10年間の1日平均収容人員の推移は、第1表のとおりである。これを総数で見ると、平成21年 に若干増加しているものの全体として減少傾向にある。

平成14年を100とした指数で見ると、同23年は、総数が67(男子が67,女子が65)となっている。

区	分	平成14年	15	16	17	18	19	20	21	22	23
	(総数	4, 794	4, 726	4, 585	4, 217	4, 017	3, 716	3, 474	3, 579	3, 410	3, 191
人員	男	4, 291	4, 267	4, 124	3,729	3, 548	3, 309	3, 083	3, 183	3, 056	2,866
	女	502	459	462	487	469	407	391	396	354	326
	(総数	100	99	96	88	84	78	72	75	71	67
指数	男	100	99	96	87	83	77	72	74	71	67
	女	100	91	92	97	93	81	78	79	71	65

第1表 1日平均収容人員の推移

2 新収容者の人員

平成23年における新収容者の人員は3,486人で,前年(3,619人)に比べ133人(3.7%)減少している。男女別では,男子が3,157人(構成比90.6%),女子が329人(同9.4%)となっている。

最近10年間の新収容者の人員の推移は、第2表のとおりである。これを総数で見ると、減少傾向にある。

平成14年を100とした指数で見ると、同23年は、総数が58 (男子が58、女子が59) となっている。

					-						
区	分	平成14年	15	16	17	18	19	20	21	22	23
	(総数	5, 962	5, 823	5, 300	4, 878	4, 482	4, 074	3, 971	3, 962	3, 619	3, 486
人員	男	5, 408	5, 283	4,772	4, 299	3, 996	3,665	3, 583	3, 544	3, 285	3, 157
	女	554	540	528	579	486	409	388	418	334	329
	(総数	100	98	89	82	75	68	67	66	61	58
指数	男	100	98	88	79	74	68	66	66	61	58
	女	100	97	95	105	88	74	70	75	60	59

第2表 新収容者の人員の推移

⁽注) 少年院の統計表(以下この結果の概要第20表まで同じ。)の1表(11-00-01)参照

⁽注) 1 新収容者とは、調査年において少年院送致の決定により新たに入院した者をいう (用語の解説参照)。

^{2 7}表 (11-00-07) 参照

3 新収容者の年齢

平成23年における新収容者の年齢別人員及び構成比(処遇区分別)は、第3表のとおりである。新収容者総数(3,486人)について年齢別構成比を見ると、17歳が20.2%と最も多く、次いで16歳が19.7%となっている。また、前年に比べ13歳以下・14歳・15歳の年少少年が1.4ポイント、16・17歳の中間少年が0.1ポイント上昇し、18歳・19歳・20歳以上の年長少年は1.6ポイント低下している。

男女別で年齢別構成比が多い順に3つ挙げると、男子は17歳、18歳、16歳となり、女子は16歳、15歳、18歳となっている。

次に、一般短期処遇、特修短期処遇及び長期処遇の各処遇区分について、男子・女子ごとに年齢別構成比の最も高いものを挙げると、一般短期処遇では男子が17歳の23.6%、女子は15歳と16歳がそれぞれ25.5%、特修短期処遇では男子が19歳の25.0%、女子は同処遇区分の該当者がなく、長期処遇では男子が19歳の21.0%、女子が16歳の22.3%となっている。

	区	分	}		総 数	年少 少年	13歳 以下	14歳	15歳	中間少年	16歳	17歳	年長 少年	18歳	19歳	20歳 以上
人	総			数	3, 486	766	7	270	489	1, 392	687	705	1, 328	672	656	_
		男			3, 157	667	7	237	423	1, 266	612	654	1, 224	617	607	_
員		女			329	99	_	33	66	126	75	51	104	55	49	
	総			数	100.0	22.0	0.2	7.7	14.0	39. 9	19.7	20.2	38. 1	19.3	18.8	_
		男			100.0	21. 1	0.2	7.5	13.4	40. 1	19.4	20.7	38.8	19.5	19.2	_
		女			100.0	30. 1		10.0	20.1	38. 3	22.8	15. 5	31.6	16.7	14. 9	
構	前年	の構	成	比	100.0	20.6	0.4	6. 9	13.3	39.8	18.8	21.0	39.7	18. 4	21. 2	0.1
	処遇区	分														
成		短期処	涯 ∫ :	男	100.0	23. 9	_	7.0	16.9	44. 4	20.8	23.6	31.7	17.4	14.3	_
比	אנו <i>יו</i> 	() () () ()	(.	女	100.0	41.8	_	16.4	25. 5	34. 5	25. 5	9.1	23.6	9. 1	14.5	_
14	性修	短期処	涯 ∫ :	男	100.0	25.0	_	15. 9	9.1	31.8	13.6	18.2	43. 2	18.2	25.0	
	17719	处别火	_ (:	女	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••
	長	期処	遇 {	男	100.0	20.0	0.3	7.5	12.1	38. 6	19.0	19.7	41.4	20.4	21.0	_
		为一处		女	100.0	27.7	_	8.8	19.0	39. 1	22.3	16.8	33. 2	18.2	15.0	

第3表 新収容者の年齢別人員及び構成比(処遇区分別)

⁽注) 1 調査年における少年院新収容者につき、特修短期処遇の女子は該当者なし。

^{2 24}表(11-00-24)参照

4 新収容者の少年院の種類及び処遇区分

平成23年における新収容者の少年院の種類及び処遇区分別人員及び構成比は,第4表のとおりである。少年院の種類別の構成比を見ると、中等が76.1%と最も高く、次いで初等が19.9%、医療が2.2%、特別が1.7%となっている。前年に比べ初等が1.7ポイント上昇し、中等が2.1ポイント低下している。次に、処遇区分別の構成比を見ると、長期処遇が72.6%と最も高く、次いで一般短期処遇が26.1%、特修短期処遇が1.3%となっている。また、短期処遇(一般短期処遇及び特修短期処遇)と長期処遇を構成比で見ると、短期処遇が27.4%、長期処遇が72.6%で、前年に比べ短期処遇が1.6ポイント上昇し、長期処遇が1.6ポイント低下している(この結果の概要第14表参照)。

種類 処遇区分	総	数	初	等	中	等	特	別	医	療
総 数	3, 486			695		2,654		60		77
		(100.0)		(19.9)		(76.1)		(1.7)		(2.2)
一般短期処遇	911	(26.1)		210		701				
特修短期処遇	44	(1.3)		11		33		_		
長 期 処 遇	2, 531	(72.6)		474		1,920		60		77
前年の構成比		100.0		18. 2		78. 2		1.7		1.9

第4表 新収容者の少年院の種類及び処遇区分別人員及び構成比

5 新収容者の非行名

平成23年における新収容者の非行名別人員及び構成比は、第5表のとおりである。総数について、刑法犯、特別法犯及びぐ犯別にそれぞれの構成比を見ると、刑法犯が85.1%、特別法犯が12.3%、ぐ犯が2.6%で、前年に比べ刑法犯が3.6ポイント上昇し、特別法犯が3.6ポイント、ぐ犯が0.1ポイント低下している。

次に、非行名別の構成比で前年と比較すると、構成比の高い順に、窃盗が0.9ポイント上昇して38.5% (人員は前年と比べ19人減少)、傷害が0.2ポイント低下して19.7% (人員は前年と比べ33人減少)となり、道路交通法違反が1.6ポイント低下して7.5% (人員は前年と比べ67人減少)の順となっている。

さらに、男女それぞれで非行名別の構成比を見ると、男子は窃盗が40.3%と最も高く、次いで傷害が19.5%、道路交通法違反が8.1%の順となっている。女子は窃盗が21.6%と最も高く、次いで傷害が21.3%、覚せい剤取締法違反が20.7%の順となっている。

⁽注) 1 ()内の数は、新収容者総数(3,486名)に対する構成比である。

^{2 10}表 (11-00-10) 参照

	*		Part NP P	7-22-	b		1.11. 15		1.114 To
非	行	名	総 数	構り	成 比	男	構成比	女	構成比
総		数	3, 486	100.0	(100.0)	3, 157	100.0	329	100.0
					,				
刑	法	犯	2, 967	85. 1	(81. 5)	2, 768	87. 7	199	60.5
	務執行	妨 害	24	0.7	(0.6)	24	0.8	_	_
放		火	25	0.7	(0.8)	19	0.6	6	1.8
住	居		23	0.7	(0.9)	23	0.7	_	_
強制	わいせつ		121	3. 5	(4.6)	121	3.8		_
殺		人	19	0.5	(0.4)	13	0.4	6	1.8
傷		害	686	19.7	(19.9)	616	19. 5	70	21.3
	車運転過失	 美致死傷	54	1.5	(1.5)	51	1. 6	3	0. 9
窃		盗	1, 343	38. 5	(37.6)	1, 272	40. 3	71	21.6
強		盗	254	7.3	(5.3)	245	7.8	9	2.7
詐		欺	88	2.5	(1.7)	84	2.7	4	1. 2
恐		喝	205	5. 9	(5.2)	185	5. 9	20	6. 1
暴力行	亍為等処罰に 阝	引する法律 │	17	0.5	(0.2)	16	0.5	1	0.3
そ	0)	他	108	3. 1	(2.9)	99	3. 1	9	2.7
特	別 法	犯	428	12.3	(15.9)	333	10.5	95	28.9
	せい剤耳	文 締 法	104	3.0	(3.3)	36	1. 1	68	20.7
道	路 交	通法	262	7.5	(9.1)	256	8. 1	6	1.8
毒物	及び劇物	取締法	11	0.3	(0.9)	6	0. 2	5	1. 5
そ	0)	他	51	1.5	(2.6)	35	1.1	16	4.9
ζ"		犯	91	2.6	(2.7)	56	1.8	35	10.6
(34-) 1	F3AÆt1.1. v v	-) - 76- /c	1 0 2 2 3A#	11.2	1214 1 3 5 7	* ## Th-#* 1 = 1 1	日本元年ナ	□#= d> 1 a 11	<i>塩 はない</i> エフッド

第5表 新収容者の非行名別人員及び構成比

6 新収容者の入院回数

平成23年における新収容者の入院回数別人員及び構成比は、第6表のとおりである。初入者と再入者(今回の入院を含めて入院2回以上の者)を構成比で見ると、初入者が84.7%、再入者が15.3%で、前年に比べ再入者が3.5ポイント低下している。

			37.0	25 7017	<u> Дага</u> •	77 (PLEE)	びかりとう		W. F.		
区		分	総	数	初	回	2	囯	3	П	4回以上
人		員		3, 486		2, 953		446		82	5
(構	成	比)	((100.0)		(84.7)		(12.8)		(2.4)	(0.1)
前年	の構	成比		100.0		81. 2		16. 2		2.5	0.1

第6表 新収容者の入院回数別人員及び構成比

⁽注) 1 「強制わいせつ・強姦」のうち強制わいせつには同致死傷,強姦には同致死傷を,「傷害」には傷害致死及び暴行を,「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を含む。

^{2 ()} 内の数は、前年の構成比である。

^{3 7}表(11-00-07)参照

⁽注) 25表 (11-00-25) 参照。なお、同表は少年院新収容者の少年院送致歴を計上しているので、今回の入院を除いた 入院回数となるが、本表では今回の入院を含めた入院回数を計上している。

7 新収容者の薬物等使用関係

平成23年における新収容者の薬物等使用関係別人員及び構成比は、第7表のとおりである。総数について、非行時において薬物等を使用していた者(薬物等使用あり)といない者(薬物等使用なし)でそれぞれの構成比を見ると、使用していた者9.2%、使用していない者90.7%で、前年に比べ使用していた者は3.4ポイント低下している。使用していた者(9.2%)について、その使用薬物等の種類を前年と比べてみると、覚せい剤が0.8ポイント低下して3.7%、有機溶剤が1.6ポイント低下して1.9%となっている。

次に、男女別に使用していた者の構成比を見ると、男子が7.2%となっているのに対し、女子が28.3%となっている。

さらに、薬物等を使用していた者について、男女別で使用薬物等の種類別にその構成比を見ると、男子は覚せい剤、有機溶剤がそれぞれ1.8%となっており、女子は覚せい剤が22.5%と最も高く、次いで有機溶剤が3.3%の順となっている。

<u> </u>			分		総 数	構	成 比	男	構成比	女	構成比
総			3	数	3, 486	100.0	(100.0)	3, 157	100.0	329	100.0
あ				り	320	9. 2	(12.6)	227	7.2	93	28.3
麻	薬·	あ	^ ,	ん	15	0.4	(0.5)	12	0.4	3	0.9
大			J	秣	38	1.1	(2.8)	34	1.1	4	1.2
覚	せ	e V	j	削	130	3. 7	(4.5)	56	1.8	74	22 .5
有	機	溶	. 3	削	67	1. 9	(3.5)	56	1.8	11	3. 3
そ		(7)	1	他	70	2.0	(1.3)	69	2.2	1	0.3
な				し	3, 161	90.7	(87.3)	2, 925	92.7	236	71.7
不			į	詳	5	0. 1	(0.1)	5	0.2	_	_

第7表 新収容者の薬物等使用関係別人員及び構成比

8 新収容者の共犯関係

平成23年における新収容者の共犯関係別人員及び構成比は、第8表のとおりである。総数について、共犯関係のある者とない者でそれぞれの構成比を見ると、共犯関係のある者59.8%、共犯関係のない者40.1%で、前年に比べ共犯関係のある者は2.0ポイント上昇している。共犯関係のある者(59.8%)について、その内訳を前年と比べると、遊び仲間が2.4ポイント上昇して40.4%、不良集団が1.6ポイント低下して9.3%となっている。

次に、男女別に共犯関係のある者の構成比を見ると、男子が61.1%、女子が46.8%となっている。 さらに、男女のそれぞれで、共犯関係のある者について共犯者の種類別の構成比を見ると、男女と も、遊び仲間(男子41.7%、女子28.3%)が最も高く、次いで不良集団(男子9.7%、女子5.5%)の 順となっている。

⁽注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

^{2 14}表 (11-00-14) 参照

	X	分		総 数	構	戊 比	男	構成比	女	構成比
総			数	3, 486	100.0	(100.0)	3, 157	100.0	329	100.0
あ			り	2,083	59.8	(57.8)	1, 929	61. 1	154	46.8
学	校	仲	間	188	5.4	(4.6)	174	5. 5	14	4.3
遊	び	仲	間	1,410	40.4	(38.0)	1, 317	41.7	93	28. 3
職	場	仲	間	40	1.1	(1.4)	40	1.3		_
施	設	仲	間	25	0.7	(0.6)	20	0.6	5	1. 5
親			族	34	1.0	(0.9)	31	1.0	3	0.9
行	き	ず	り	17	0.5	(0.4)	12	0.4	5	1. 5
不	良	集	団	323	9.3	(10.9)	305	9.7	18	5. 5
そ	0	0	他	46	1.3	(1.1)	30	1.0	16	4. 9
な			L	1, 398	40.1	(42.1)	1, 223	38. 7	175	53. 2
不			詳	5	0. 1	(0.1)	5	0.2		
(注) 1	()	内の粉け	一品年	の様式比でも	7					

第8表 新収容者の共犯関係別人員及び構成比

9 新収容者の非行時の身上

平成23年における新収容者の非行時の身上別人員及び構成比は、第9表のとおりである。総数につ いて、非行時の身上に該当のある者とない者でそれぞれの構成比を見ると、該当のある者56.7%、該 当のない者43.3%で、前年に比べ該当のある者が1.1ポイント低下している。該当のある者(56.7%) について、その内訳ごとの構成比を見ると、1号観察中が38.1%と最も高く、次いで2号観察中が 12.6%, 試験観察中が5.0%の順となっている。

次に, 男女別に該当のある者の構成比を見ると, 男子が57.7%, 女子が46.2%で, 前年(男子 59.1%, 女子44.6%) に比べ男子は1.4ポイント低下し, 女子は1.6ポイント上昇している。

	区	分		総 数	構具	成 比	男	構成比	女	構成比
総			数	3, 486	100.0	(100.0)	3, 157	100.0	329	100.0
該	当	あ	り	1, 975	56.7	(57.8)	1,823	57. 7	152	46. 2
1	号	観 察	中	1, 327	38. 1	(36.4)	1, 238	39. 2	89	27. 1
2	号	観 察	中	439	12.6	(15.5)	417	13. 2	22	6. 7
試	験観	突 中 〔補導	委託	26	0.7	(0.7)	23	0.7	3	0.9
弘	均 欠 住兄	宗 中 在	宅	147	4.2	(4.3)	120	3.8	27	8. 2
刑	執	行 猶 予	中		_	(0.0)	_	_		_
施	設	在 所	中	36	1.0	(0.9)	25	0.8	11	3. 3
該	当	な	L	1, 511	43.3	(42.2)	1, 334	42. 3	177	53.8
_不			詳	_		(—)	_		_	

第9表 新収容者の非行時の身上別人員及び構成比

⁽注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。 2 21表 (11-00-21) 参照

⁽注) 1 ()内の数は、前年の構成比である。

^{2 16}表 (11-00-16) 参照

10 新収容者の非行時の職業

平成23年における新収容者の非行時の職業別人員及び構成比は、第10表のとおりである。これを構成比で見ると、無職者(学生・生徒を除く。)が、前年(39.1%)に比べて2.3ポイント低下したが、36.8%(1,283人)と最も高くなっている。

次に、総数から無職者(学生・生徒を含む。)及び不詳の者を除いた有職者は、30.9%(1,077人)となっているが、その内訳を構成比で見ると、建設・採掘が10.7%と最も高く、次いで生産工程が5.7%、運搬・清掃・包装等が5.2%の順となっている。

	分	☆◇ 米た	市 致	服主	サー	- ビス耶	哉業	農林	輸送	生産	建設・	運搬・	その	無耳	識者	不
区	刀	総 数	事 務	販売	調理 関係	接客 関係	その他	漁業	機械 運転	工程	採掘	運搬・ 清掃・ 包装等	他の 職業	学生 ・生徒	その他	不 詳
総	数	3, 486	6	15	41	119	37	12	25	197	372	182	71	1, 126	1, 283	_
(構成	划比)	(100.0)	(0.2)	(0.4)	(1.2)	(3.4)	(1.1)	(0.3)	(0.7)	(5.7)	(10.7)	(5.2)	(2.0)	(32.3)	(36.8)	()

第10表 新収容者の非行時の職業別人員及び構成比

11 新収容者の教育程度

平成23年における新収容者の処遇区分別教育程度の構成比は、第11表のとおりである。総数について構成比を見ると、昨年2番目に高かった高等学校中退が最も高く32.2%、次いで昨年最も高かった中学校卒業が30.0%で続いている。中学校在学中の者の占める割合は、前年に比べ2.1ポイント上昇して16.7%、高等学校在学中の者の占める割合は、前年に比べ1.4ポイント上昇して17.0%となっている。

次に、各処遇区分ごとに教育程度別の構成比を見ると、一般短期処遇においては、高等学校中退が32.4%と最も高く、特修短期処遇においては、高等学校在学が25.0%と最も高く、長期処遇においては、中学校卒業が32.7%と最も高くなっている。

教育程度	4/1	米人	中兴长					高 等					2.0/14
処遇区分	総	数	中学校	在学	卒業	その他	不詳	学校	在学	中退	卒業	不詳	その他
総 数	100	0.0	46. 9	16.7	30.0	0.2	_	52. 2	17.0	32. 2	3.0	_	0.9
	(3, 48	86)	(1,634)	(582)	(1,045)	(7)	()	(1,820)	(591)	(1, 123)	(106)	()	(32)
男	100	0.0	46.3	15.9	30.2	0.2	_	52.7	17. 1	32.5	3. 1	_	0.9
女	100	0.0	52.0	24.0	28.0	_	_	47. 1	15.8	29. 2	2.1	_	0.9
前年の構成比	100	0.0	48. 2	14.6	33. 2	0.3	_	50.6	15. 6	31. 9	3.0	0.1	1.2
一般短期処遇	100	0.0	41. 9	18.5	23. 2	0.2	_	57. 1	21. 2	32. 4	3. 5	_	1.0
特修短期処遇	100	0.0	34. 1	22.7	11.4	_	_	59. 1	25.0	20.5	13.6	_	6.8
長期処遇	100	0.0	48.9	16.0	32.7	0.2	_	50.3	15. 3	32. 3	2.7	_	0.8

第11表 新収容者の処遇区分別教育程度の構成比

⁽注) 30表 (11-00-30) 参照

⁽注) 1 () 内の数は, 実人員である。

^{2 28}表 (11-00-28) 参照

12 新収容者の不良集団関係

平成23年における新収容者の処遇区分及び保護者別不良集団関係の構成比は、第12表のとおりである。非行時において不良集団に関係のある者とない者について、総数の構成比を見ると、関係のある者50.1%、関係のない者48.8%で、不良集団に関係のある者は前年(50.0%)に比べ0.1ポイント上昇している。不良集団に関係のある者(50.1%)について、その内訳を見ると、地域不良集団が29.1%と最も高く、次いで不良生徒・学生集団、暴走族がそれぞれ9.6%となっている。

次に、処遇区分別に不良集団に関係のある者の構成比を見ると、一般短期処遇が52.3%、特修短期処遇が54.5%、長期処遇が49.3%となっている。

さらに、保護者別に不良集団に関係のある者の構成比を見ると、実父、実母がそれぞれ53.2%と最も高く、次いで実父義母が51.3%の順となっている。

_									
処道	不良集団	総数	あり	不良生徒・ 学生集団	地域不良 集 団	暴走族	暴力団	なし	不詳
	総 数	100.0	50. 1	9.6	29. 1	9.6	1. 9	48. 8	1.0
処		(3,486)	(1,748)	(333)	(1,013)	(336)	(66)	(1,702)	(36)
処遇区	一般短期処遇	100.0	52.3	11.6	29.3	10.8	0.5	46.8	1.0
分	特修短期処遇	100.0	54. 5	22.7	15. 9	13.6	2.3	45. 5	_
/3	長 期 処 遇	100.0	49.3	8.6	29. 2	9.2	2.4	49.6	1.1
Ī	前年の構成比	100.0	50.0	8.3	30.8	9. 1	1. 9	49. 2	0.8
	実 父 母	100.0	48. 3	9.0	26.8	11.0	1.5	50.4	1.3
	実 父	100.0	53. 2	6.8	35.8	8.4	2. 1	46.8	_
	実 母	100.0	53. 2	11.7	29.8	9.7	2.0	45.8	1.0
保	実 父 義 母	100.0	51.3	6.4	29.5	11.5	3.8	46. 2	2.6
護	義父実母	100.0	47.0	8.4	27.4	8.7	2.5	52.0	0.9
者	養 父 (母)	100.0	36.8	2.6	28.9	2.6	2.6	63. 2	_
-	その他	100.0	34.7	6. 1	25. 5	2.0	1.0	63. 3	2.0
	なし	100.0	28.6	_	21.4	7. 1		71.4	_
	不 詳	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••

第12表 新収容者の処遇区分及び保護者別不良集団関係の構成比

⁽注) 1 () 内の数は, 実人員である。

^{2 31}表 (11-00-31) 及び35表 (11-00-35) 参照

³ 平成23年は保護者不詳の該当がなかった。

13 新収容者の前回処分及び前回処分から再非行までの期間

平成23年における新収容者の前回処分等は、第13表のとおりである。前回処分のある者とない者について、総数について構成比を見ると、前回処分のある者76.6%、前回処分のない者23.4%で、前年に比べ前回処分のある者は0.1ポイント上昇している。前回処分のある者(76.6%)について、その内訳を見ると、保護観察が52.4%と最も高く、次いで審判不開始・不処分が29.2%、少年院送致が14.5%の順となっている。

次に,前回処分のある者 (2,671人) について,前回処分後の再非行である者は94.3%に当たる2,520 人である。さらに,前回処分後の再非行である者 (2,520人) について,その再非行までの期間を構成比で見ると,6月を超え1年以内の者が26.4%と最も高く,次いで3月を超え6月以内が15.4%となっている。

第13表 新収容者の前回処分及び前回処分から再非行までの期間(人員及び構成比)

前回処分				ſ	呆護処分	j.	知事・	検察官	審判不	刑の執		
前回処分 から再非行 までの期間	総	数	あり	保護 観察	児童自立 支援施設· 児童養護 施設送致	少年院 送 致	児 相談所 長送致	送致	開始・ 不処分	行·執 行猶予 等	なし	不詳
総数	3, 486		2, 671	1, 399	67	388	18	18	780	1	815	_
人 員 { 男	3, 157		2, 459	1, 297	51	364	14	18	714	1	698	_
女	329		212	102	16	24	4	_	66	_	117	_
(総数	100.0		76.6	40.1	1.9	11.1	0.5	0.5	22.4	0.0	23.4	_
構成比 男	100.0		77. 9	41.1	1.6	11.5	0.4	0.6	22.6	0.0	22.1	_
女	100.0		64. 4	31.0	4.9	7.3	1.2	_	20. 1	_	35.6	_
前年の構成比	100.0		76. 5	37. 1	1.6	14.0	0.3	0.8	22.7	0.0	23.5	_
処分あり	⟨100.0⟩		2,671	1, 399	67	388	18	18	780	1		
			(100.0)	(52.4)	(2.5)	(14.5)	(0.7)	(0.7)	(29.2)	(0.0)		
前回処分後の非行	$\langle 94.3 \rangle$	[100.0]	2,520	1, 328	61	377	16	16	721	1		
1月以内		[7.0]	176	105	3	8	2	4	53	1		
3月以内		[15.4]	387	223	7	56	2	1	98	_		
6月以内		[22.4]	564	315	10	94	5	4	136			
1年以内		[26.4]	665	340	11	106	2	5	201			
1年6月以内		[12.7]	319	164	10	57	4	_	84			
2年以内		[7.5]	189	90	11	30	_	2	56			
2年を超える		[8.7]	220	91	9	26	1	_	93	_		
前回処分前の非行	$\langle 5.4 \rangle$		144	71	1	9	2	2	59			
施設在所中の非行	⟨0.3⟩		7	_	5	2		_	_	_		
不 詳	⟨ <u></u>		_		_			_	_	_		

⁽注) 1 () 内の数は、前回処分ありの者について前回処分別の構成比、〈 〉内の数は、同じく前回処分ありの者について前回処分後、前回処分前、施設在所中又は不詳別の構成比、[] 内の数は、前回処分後の非行について再非行までの期間別の構成比である。

^{2 18}表(11-00-18)参照

14 新収容者の非行名別処遇課程等

平成23年における新収容者の非行名別処遇課程等の人員は、第14表のとおりである。処遇課程等別人員と非行名との関係を見ると、最も人員の多い長期処遇の職業能力開発課程(V)の者(1,606人)では、窃盗が659人、傷害が271人、強盗が112人の順となっている。次に人員の多い一般短期処遇(S)の者(911人)では、窃盗が354人、傷害が193人、道路交通法違反が122人の順となっている。その次に人員の多い長期処遇の生活訓練課程(G)の者(320人)では、窃盗が107人、傷害が74人、強盗が37人の順となっている。

非 行 名 総数 短期 処遇 S O 長期 処遇 G V E H P M 総 数 (100.0) 3.486 955 911 44 2.531 320 1,606 311 217 20 57 (100.0) (27.4) (26.1) (1.3) (72.6) (9.2) (46.1) (8.9) (6.2) (0.6) (1.6) 刑 法 犯 2.967 798 759 39 2.169 276 1,373 277 189 16 38 公務執行妨害 火 24 6 6 — 18 3 14 — 1 — — 力 性居屋及 大 23 6 6 — 17 2 5 2 7 — 1 機 月 大 121 16 15 1 105 11 56 19 16 — 3 4 12 1					1430	利松台1	ヨマノテト	אַנית בוי נ	烂 (木) 土	4 V)/(5	₹			
機 数 3,486 955 911 44 2.531 320 1.606 311 217 20 57 (100.0) (27.4) (26.1) (1.3) (72.6) (9.2) (46.1) (8.9) (6.2) (0.6) (1.6) 刑 法 犯 2.967 798 759 39 2.169 276 1.373 277 189 16 38 公務執行妨害 24 6 6 6 — 18 3 14 — 1 — — — 放 火 25 2 2 — 23 2 7 6 7 — 1 量制かいせつ・強姦 121 16 15 1 105 11 56 19 16 — 3 教 人 19 1 1 — 18 1 5 4 7 — 1 1 — 18 自動車運転過失致死傷 54 20 17 3 34 4 28 — 2 — 2 — 3 34 4 4 12 自動車運転過失致死傷 54 20 17 3 34 4 28 — 2 — 2 — 3 3 4 4 28 146 142 4 282 38 200 12 16 3 13	非	行	夕	松	短期			長期						
(100.0) (27.4) (26.1) (1.3) (72.6) (9.2) (46.1) (8.9) (6.2) (0.6) (1.6) 刑 法 犯 2,967 798 759 39 2,169 276 1,373 277 189 16 38 公務執行妨害 24 6 6 6 — 18 3 14 — 1 — — 放 火 25 2 2 2 — 23 2 7 6 7 6 7 — 1 住居侵入 23 6 6 — 17 2 5 2 7 7 — 1 整制かいせつ・強姦 121 16 15 1 105 11 56 19 16 — 3 接入 19 1 1 — 18 1 5 4 7 — 1 集制がいせつ・強姦 121 16 15 1 105 11 56 19 16 — 3 接入 19 1 1 — 18 1 5 4 7 — 1 集制車運転過失致死傷 54 20 17 3 34 4 28 — 2 — 2 — 3 接入 133 365 354 11 978 107 659 112 86 6 8 整旗 盗 254 66 60 6 188 37 112 21 12 1 5 非 欺 88 25 23 2 63 7 52 1 1 2 7 — 股忠 8 8 25 23 2 63 7 52 1 1 2 — 股忠 8 8 25 23 2 63 7 52 1 1 2 7 — 股忠 8 8 25 23 2 63 7 52 1 1 2 7 — 股忠 8 8 25 23 3 1 7 6 8 49 8 7 1 3 3 1 1 76 8 49 8 7 1 3 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	か	11	石	形心女人	処遇	S	Ο	処 遇	G	V	Е	Н	Р	M
刑 法 犯 2,967 798 759 39 2,169 276 1,373 277 189 16 38 公務執行妨害 24 6 6 6 — 18 3 14 — 1 — 一 放 火 25 2 2 — 23 2 7 6 7 — 1 住居侵入 23 6 6 — 17 2 5 2 7 — 1 強制かいせつ・強姦 121 16 15 1 105 11 56 19 16 — 3 教 人 19 1 1 — 18 1 5 4 7 — 1 售事連載過失致死傷 54 20 17 3 34 4 28 — 2 — 2 3 4 12 12 自動車運転過失致死傷 54 20 17 3 34 4 28 — 2 — 3 5 6 6 8 8 6 8 8 25 23 2 63 7 52 1 1 2 1 5 5 8 8 25 23 2 63 7 52 1 1 2 — 股 图 205 50 50 — 155 20 105 18 8 1 3 8 非所等拠別に関する法律 17 1 1 — 16 — 10 3 1 1 1 1 2 — 股 图 205 50 50 — 155 20 105 18 8 1 3 1 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	総		数	3, 486	955	911	44	2, 531	320	1,606	311	217	20	57
				(100.0)	(27.4)	(26.1)	(1.3)	(72.6)	(9.2)	(46.1)	(8.9)	(6.2)	(0.6)	(1.6)
放 火 25 2 2 — 23 2 7 6 7 — 1 住居侵入 23 6 6 — 17 2 5 2 7 — 1 強制わいせつ・強姦 121 16 15 1 105 11 56 19 16 — 3 殺 人 19 1 1 — 18 1 5 4 7 — 1 傷 害 686 208 193 15 478 74 271 83 34 4 12 自動車運転過失致死傷 54 20 17 3 34 4 28 — 2 — — 窃 盗 1,343 365 354 11 978 107 659 112 86 6 88 強 盗 254 66 60 6 188 37 112 21 12 1 5 計 欺 88 25 23 2 63 7 52 1 1 2 — ② 恐 喝 205 50 50 — 155 20 105 18 8 1 3 暴力行為等処罰に関する法律 17 1 1 — 16 — 10 3 1 1 1 1 7 6 8 49 8 7 1 3 特別法犯 428 146 142 4 282 38 200 12 16 3 13 貸せい剤取締法 104 10 10 — 94 14 59 2 6 2 11 道路交通法 262 126 122 4 136 18 107 6 4 1 — 第 数及び劇物取締法 11 — — 11 — 9 — — 2	刑	法	犯	2, 967	798	759	39	2, 169	276	1, 373	277	189	16	38
住居侵入 23 6 6 - 17 2 5 2 7 - 1 強制わいせつ・強姦 121 16 15 1 105 11 56 19 16 - 3 教 人 19 1 1 - 18 1 5 4 7 - 1 像 害 686 208 193 15 478 74 271 83 34 4 12 自動車運転過失致死傷 54 20 17 3 34 4 28 - 2 3	公	務 執 行	妨 害	24	6	6	_	18	3	14	_	1		_
強制わいせつ・強姦	放		火	25	2	2	_	23	2	7	6	7		1
程 人 19 1 1 1 一 18 1 5 4 7 一 1 1 傷 1 5 4 7 一 1 像 售 686 208 193 15 478 74 271 83 34 4 12 自動車運転過失致死傷 54 20 17 3 34 4 28 一 2 一 一 公 3 34 4 28 一 2 一 一 公 3 34 4 28 一 2 一 一 1	住	居	是 入	23	6	6	_	17	2	5	2	7		1
傷 害 686 208 193 15 478 74 271 83 34 4 12 自動車運転過失致死傷 54 20 17 3 34 4 28 — 2 — — 会 会 会 1,343 365 354 11 978 107 659 112 86 6 8 条 金 254 66 60 6 188 37 112 21 12 1 5 条 条 条 25 23 2 63 7 52 1 1 2 — 会 会 会 会 205 50 50 — 155 20 105 18 8 1 3 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条	強制]わいせつ	・強姦	121	16	15	1	105	11	56	19	16		3
自動車運転過失致死傷 54 20 17 3 34 4 28 — 2 — — 会 会 会 名 1,343 365 354 11 978 107 659 112 86 6 8 金 金 254 66 60 6 188 37 112 21 12 1 5 また 数 88 25 23 2 63 7 52 1 1 2 — 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会	殺		人	19	1	1	_	18	1	5	4	7		1
 協 盗 1,343 365 354 11 978 107 659 112 86 6 8 強 盗 254 66 60 6 188 37 112 21 12 1 5 詐 欺 88 25 23 2 63 7 52 1 1 2 — 恐 喝 205 50 50 — 155 20 105 18 8 1 3 暴力行為等処罰に関する法律 17 1 1 — 16 — 10 3 1 1 1 1 そ の 他 108 32 31 1 76 8 49 8 7 1 3 特 別 法 犯 428 146 142 4 282 38 200 12 16 3 13 覚せい剤取締法 104 10 10 — 94 14 59 2 6 2 11 道 路 交 通 法 262 126 122 4 136 18 107 6 4 1 —	傷		害	686	208	193	15	478	74	271	83	34	4	12
強 盗 254 66 60 6 188 37 112 21 12 1 5 計 数 88 25 23 2 63 7 52 1 1 2 一 恐 喝 205 50 50 — 155 20 105 18 8 1 3 暴力行為等処罰に関する法律 17 1 1 — 16 — 10 3 1 1 1 1 そ の 他 108 32 31 1 76 8 49 8 7 1 3 学 1 3 学 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	自動	車運転過失	 大致死傷	54	20	17	3	34	4	28	_	2		_
詐 欺 88 25 23 2 63 7 52 1 1 2 一 恐 喝 205 50 50 — 155 20 105 18 8 1 3 暴力行為等処罰に関する法律 17 1 1 — 16 — 10 3 1 1 1 その他 108 32 31 1 76 8 49 8 7 1 3 特別法犯 428 146 142 4 282 38 200 12 16 3 13 覚せい剤取締法 104 10 10 — 94 14 59 2 6 2 11 適路交通法 262 126 122 4 136 18 107 6 4 1 — 事物及び劇物取締法 11 — — — 11 — — — — —	窃		盗	1, 343	365	354	11	978	107	659	112	86	6	8
恐 喝 205 50 50 — 155 20 105 18 8 1 3 暴力行為等処罰に関する法律 17 1 1 — 16 — 10 3 1 1 1 1 そ の 他 108 32 31 1 76 8 49 8 7 1 3 特 別 法 犯 428 146 142 4 282 38 200 12 16 3 13 貸せい剤取締法 104 10 10 — 94 14 59 2 6 2 11 道路交通法 262 126 122 4 136 18 107 6 4 1 — 表物及び劇物取締法 11 — — 11 — 9 — — 2	強		盗	254	66	60	6	188	37	112	21	12	1	5
暴力行為等処罰に関する法律	詐		欺	88	25	23	2	63	7	52	1	1	2	
その他 108 32 31 1 76 8 49 8 7 1 3 特別法犯 428 146 142 4 282 38 200 12 16 3 13 覚せい剤取締法 104 10 10 — 94 14 59 2 6 2 11 道路交通法 262 126 122 4 136 18 107 6 4 1 — 事物及び劇物取締法 11 — — 11 — 9 — — 2	恐		喝	205	50	50	_	155	20	105	18	8	1	3
特別法犯 428 146 142 4 282 38 200 12 16 3 13 覚せい剤取締法 104 10 10 — 94 14 59 2 6 2 11 道路交通法 262 126 122 4 136 18 107 6 4 1 — 事物及び劇物取締法 11 — — 11 — 9 — — 2	暴力行	「為等処罰に	員する法律	17	1	1	_	16	_	10	3	1	1	1
覚せい剤取締法 104 10 10 — 94 14 59 2 6 2 11 道路交通法 262 126 122 4 136 18 107 6 4 1 — 毒物及び劇物取締法 11 — — 11 — 9 — — — 2	そ	0)	他	108	32	31	1	76	8	49	8	7	1	3
覚せい剤取締法 104 10 10 — 94 14 59 2 6 2 11 道路交通法 262 126 122 4 136 18 107 6 4 1 — 毒物及び劇物取締法 11 — — 11 — 9 — — — 2														
道路交通法 262 126 122 4 136 18 107 6 4 1 — 毒物及び劇物取締法 11 — — — 11 — 9 — — — 2				428	146	142	4	282	38	200	12	16	3	13
毒物及び劇物取締法 11 — — 11 — 9 — — 2	覚せ	せい剤耳	文締 法	104	10	10	_	94	14	59	2	6	2	11
	道	路 交	通 法	262	126	122	4	136	18	107	6	4	1	
その他 51 10 10 — 41 6 25 4 6 — —	毒物	及び劇物	取締法	11	_	_	_	11	_	9	_	_	_	2
	そ	0)	他	51	10	10	_	41	6	25	4	6	_	_
(* 祖 91 11 10 1 80 6 33 22 12 1 6				91	11	10	1	80	6		22	12		
前年の構成比 100.0 25.8 24.8 0.9 74.2 11.5 46.4 8.5 5.9 0.7 1.2	前 年	ドの 構	成 比	100.0	25.8	24.8	0.9	74. 2	11.5	46. 4	8. 5	5. 9	0.7	1.2

第14表 新収容者の非行名別処遇課程等の人員

⁽注) 1 「強制わいせつ・強姦」のうち強制わいせつには同致死傷,強姦には同致死傷を,「傷害」には傷害致死及び暴行を,「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を含む。

² 処遇課程等は、用語の解説中「少年院の処遇課程等区分表」参照

^{3 ()} 内の数は、新収容者総数に対する処遇課程等ごとの構成比である。

^{4 16}表 (11-00-16) 参照

15 新収容者の処遇課程等別前回処遇課程等

平成23年における新収容者の処遇課程等別前回処遇課程等の人員は、第15表のとおりである。再入者(前回処遇課程等のある者)533人(新収容者に対する構成比15.3%)について前回と今回の処遇課程等を見ると、前回処遇課程等で最も多い職業能力開発課程(V)の者(244人)の今回の処遇課程等は生活訓練課程(G)が135人と最も多く、次いで職業能力開発課程(V)が100人となっている。前回処遇課程等中次に多い一般短期処遇(S)の者(144人)の今回の処遇課程等は、職業能力開発課程(V)が122人と最も多く、次いで生活訓練課程(G)が17人となっている。

前回処遇課程等													
今回処 遇課程等	総数	あり	短期処遇	S	О	長期	G	V	Е	Н	Р	M	なし
総 数	3, 486	533	146	144	2	387	33	244	74	31	2	3	2, 953
		(100.0)	(27.4)	(27.0)	(0.4)	(72.6)	(6.2)	(45.8)	(13.9)	(5.8)	(0.4)	(0.6)	
短期処遇	955	1	_	_	_	1	_	_	1	_	_	_	954
S	911	1	_	_	_	1	_	_	1	_	_	_	910
O	44	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	44
長期処遇	2, 531	532	146	144	2	386	33	244	73	31	2	3	1,999
G	320	213	17	17	_	196	28	135	24	5	2	2	107
V	1,606	282	124	122	2	158	1	100	46	11	_	_	1, 324
E	311	3	2	2	_	1	_	_	1	_	_	_	308
Н	217	15	_	_	_	15	_	1	1	13	_	_	202
P	20	2	_	_	_	2	_	2	_	_	_	_	18
M	57	17	3	3		14	4	6	1	2		1	40

第15表 新収容者の処遇課程等別前回処遇課程等の人員

⁽注) 1 処遇課程等は、用語の解説中「少年院の処遇課程等区分表」参照

^{2 ()} 内の数は、再入者(前回処遇課程等のある者)に対する処遇課程等ごとの構成比である。

^{3 34}表(11-00-34)参照

16 出院者の人員

平成23年における出院者の人員は3,625人で,前年に比べ287人(7.3%)減少している。これを男女別に見ると,男子が3,289人(構成比90.7%),女子が336人(同9.3%)となっている。

また,退院又は仮退院別に見ると,退院が24人(構成比0.7%),仮退院が3,601人(同99.3%)となっている。

最近10年間の出院者の人員の推移は、第16表のとおりである。退院及び仮退院の構成比を見ると、 平成23年は、前年と同じである。

区	分	平成14年	15	16	17	18	19	20	21	22	23
	(総数	6, 043	5, 789	5, 626	5, 023	4, 799	4, 405	4, 033	3, 892	3, 912	3, 625
人員	男	5, 418	5, 244	5, 097	4, 497	4, 249	3, 938	3,626	3, 492	3, 491	3, 289
	女	625	545	529	526	550	467	407	400	421	336
人員	退院	195	202	190	137	88	61	39	23	29	24
八 只	し仮退院	5, 848	5, 587	5, 436	4,886	4,711	4, 344	3, 994	3, 869	3, 883	3, 601
	総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
構成比	退院	3. 2	3.5	3.4	2.7	1.8	1.4	1.0	0.6	0.7	0.7
	仮退院	96.8	96.5	96.6	97.3	98. 2	98.6	99. 0	99. 4	99. 3	99. 3

第16表 出院者の人員の推移

17 仮退院者の処遇区分別在院期間

平成23年における仮退院者のうち、短期処遇対象者の在院期間別人員及び構成比は、第17表のとおりである。在院期間別の構成比を見ると、一般短期処遇においては、 $141\sim161$ 日が53.5%と最も高く、次いで $120\sim140$ 日が30.1%、 $162\sim182$ 日が15.0%の順となっている。

また, 特修短期処遇においては, 57~77日が62.2%であり,次いで78~98日が29.7%となっている。

処遇区	在院期間区分	総数	56日 以下	57~ 77日	78~ 98日	99~ 119日	120~ 140日	141~ 161日	162~ 182日	183日 以上
人員		879					265	470	132	12
八貝	特修短期処遇	37	_	23	11	3		_	_	
	(一般短期処遇	100.0	_	_	_	_	30. 1	53. 5	15.0	1.4
構成比		(100.0)	()	()	()	(0.2)	(22.5)	(57.6)	(16.9)	(2.8)
件双儿	特修短期処遇	100.0	_	62. 2	29.7	8. 1	_	_	_	_
	l	(100.0)	()	(58.8)	(41.2)	()	()	()	()	()

第17表 仮退院者(短期処遇対象者)の在院期間別人員及び構成比

⁽注) 1 出院者とは、調査年において退院又は仮退院の事由により出院した者をいう(用語の解説参照)。

^{2 1}表 (11-00-01) 参照

⁽注) 1 ()内の数は、前年の構成比である。

^{2 41}表 (11-00-41) 及び42表 (11-00-42) 参照

次に、長期処遇対象者の在院期間別人員及び構成比は、第18表のとおりである。在院期間別の構成 比を見ると271~360日が45.0%と最も高く、次いで361~450日が39.7%の順となっている。

	7,710	~ ~~	170 H (2C	7/17CZ	ж п / ч	171707431-3	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	0 11379020		
	在院期間	総 数	180日	181~	271~	361~	451~	541~	631~	721日
区 分		邢 奴	以下	270日	360日	450日	540日	630日	720日	以上
人	員	2, 685	_	20	1, 208	1,066	204	90	40	57
構	成 比	100.0	_	0.7	45.0	39.7	7.6	3. 4	1.5	2.1
(前年	の構成比)	(100.0)	(0.1)	(0.6)	(40.0)	(42.6)	(9.4)	(3.9)	(1.4)	(2.1)

第18表 仮退院者(長期処遇対象者)の在院期間別人員及び構成比

18 出院者の職業補導

平成23年における出院者の職業補導種目別実施人員及び構成比は,第19表のとおりである。職業補導を受けた者は出院者の94.8%に当たる3.435人である。

職業補導を受けた者 (94.8%) について、その内訳を見ると、農業が15.2%と最も多く、次いで窯業が13.2%、木工が12.2%の順となっている。

	種	目		人 員	構	成 比	ž	重	目	人員	構)	成 比
総			数	3, 625	100.0	(100.0)	事	務・ワ-	- プロ	248	6.8	(7.1)
木			工	444	12.2	(11.4)	建	設 機 械	運転	37	1.0	(1.2)
窯			業	480	13.2	(14.0)	農		業	552	15. 2	(13.8)
建			築	7	0.2	(0.0)	土	木	建 築	147	4. 1	(3.5)
袁			芸	401	11. 1	(9.6)	応	接 サー	<u> </u>	41	1. 1	(0.8)
溶			接	389	10.7	(11.8)	手	工	芸	131	3.6	(3.8)
板			金	19	0.5	(0.5)	配		管	7	0.2	()
職	業	指	導	171	4.7	(7.5)	介	護サー	・ビス	31	0.9	(0.7)
自	動車	整	備	20	0.6	(0.1)	ク	リーニ	・ング	65	1.8	(1.8)
情	報	処	理	99	2.7	(2.8)	理		容	_	_	()
電	気	工	事	26	0.7	(0.4)	そ	0)	他	78	2.2	(3.8)
印			刷	8	0.2	(0.3)						
技	術	家	庭	34	0.9	(0.6)	な		し	190	5. 2	(4.4)

第19表 出院者の職業補導種目別実施人員及び構成比

⁽注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

^{2 40}表 (11-00-40) 参照

⁽注) 1 職業補導を二以上受けた場合については、主要なもの一を計上した。

^{2 ()} 内の数は、前年の構成比である。

^{3 45}表 (11-00-45) 参照

19 出院者の資格・免許

平成23年における出院者の資格・免許種目別取得人員及び構成比は,第20表のとおりである。職業補導に関連のある資格・免許を取得した者は,出院者の48.9%に当たる1,773人で,前年の構成比(47.7%)に比べ1.2ポイント上昇している。取得した者(48.9%)について,その内訳を見ると小型車両系建設機械運転特別教育が9.4%と最も高く,ガス溶接技能講習が8.3%,ワープロ検定が6.0%の順となっている。

次に、職業補導に関連のない資格・免許を取得した者は、出院者の55.3%に当たる2,003人で、前年の構成比(53.9%)に比べ1.4ポイント上昇している。取得した者(55.3%)について、その内訳を見ると危険物取扱者が15.6%と最も高く、次いで、珠算検定(4級以下)が12.5%、小型車両系建設機械運転特別教育が6.9%の順となっている。

第20表 出際	完者の資格・免詞 かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	午種目別取得人員	及び構成比	
括 口	職業補導に	関連のあるもの	職業補導に	関連のないもの
種 目	人 員	構成比	人 員	構成比
総数	3, 625	100.0 (100.0)	3, 625	100.0 (100.0)
ガス溶接技能講習	301	8. 3 (7. 6)	135	3.7 (3.6)
アーク溶接特別教育	143	3. 9 (3. 9)	22	0.6 (0.7)
手アーク溶接検定	142	3. 9 (3. 7)	2	0.1 (0.1)
半 自 動 溶 接 検 定	5	0.1 (0.4)	1	0.0 (0.0)
ステンレス鋼等溶接検定	_	- (0.1)	_	— (—)
珠 算 検 定(3 級 以 上)	2	0.1 (0.0)	136	3.8 (3.3)
珠 算 検 定(4 級 以 下)	1	0.0 (—)	453	$12.5 \qquad (9.9)$
自 動 車 整 備 士	7	0.2 (0.1)	_	— (—)
基本情報技術者	11	0.3 (0.5)	2	0.1 (0.2)
電 気 工 事 士	25	0.7 (0.5)	_	- (0.0)
危 険 物 取 扱 者	92	2.5 (2.6)	566	15.6 (16.1)
パソコン検定	82	2.3 (2.4)	6	0.2 (0.1)
ワープロ検定	218	6.0 (6.3)	32	0.9 (0.9)
大型特殊自動車運転免許	47	1.3 (1.6)	_	- (0.0)
車両系建設機械運転技能講習	19	0.5 (0.8)	12	0.3 (0.6)
小型車両系建設機械運転特別教育	339	9.4 (7.9)	251	6.9 (6.9)
販 売 士	48	1.3 (1.8)	1	0.0 (0.1)
簿 記 検 定	3	0.1 (0.1)	_	- (0.0)
消 防 設 備 士	_	- (0.0)	1	0.0 (—)
訪問介護員養成研修	35	1.0 (1.5)	_	— (—)
ク リ ー ニ ン グ 師	16	0.4 (0.4)	_	- (0.1)
そ の 他	237	6. 5 (5. 5)	383	10.6 (11.3)
なし	1, 852	51. 1 (52. 3)	1,622	44.7 (46.1)

第20表 出院者の資格・免許種目別取得人員及び構成比

⁽注) 1 資格・免許を二以上取得した場合は、そのうちの主要なもの一を計上した。

^{2 「}職業補導に関連のないもの」の「その他」は、中学校卒業程度認定試験、高等学校卒業程度認定試験(一部科目合格)及び高等学校卒業程度認定試験(認定試験合格)を含む。

^{3 ()} 内の数は、前年の構成比である。

^{4 47}表 (11-00-47) 及び48表 (11-00-48) 参照